



# 日興 フィデリティ・グローバル・セレクション - インド・アドバンテージ・ファンド

ルクセンブルグ籍オープン・エンド型契約型公募外国投資信託(円建)  
クラスA受益証券/クラスB受益証券



- ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- 日興 フィデリティ・グローバル・セレクション・インド・アドバンテージ・ファンド(以下「サブ・ファンド」といいます。)に関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合には、販売取扱会社にご請求いただければ当該販売取扱会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされておりますのでご注意ください。また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト(<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>)でもご覧いただけます。

- この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この交付目論見書により行うサブ・ファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年10月31日に関東財務局長に提出しており、2025年11月1日にその届出の効力が生じております。また、管理会社は、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を2026年1月30日に関東財務局長に提出しております。
- サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、マスター・ファンド(下記に定義されます。)に組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

## 重要事項

サブ・ファンドは、フィデリティ・ファンズ・インディア・フォーカス・ファンド(以下「マスター・ファンド」ということがあります。)を通じて有価証券等に投資を行います。マスター・ファンドの1口当たり純資産価格は、組入有価証券等の値動き、組入有価証券等の発行企業の経営・財務状況の変化および為替相場等の影響(基準通貨以外の通貨や有価証券等に投資する場合)により変動しますので、これによりサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがあります。また、マスター・ファンドがサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建であるため、当該通貨とサブ・ファンドの基準通貨との間の為替の値動きによっても、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は変動します。したがって、**投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。投資信託は預貯金と異なります。**

マスター・ファンドを通じた投資によるサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の変動要因としては、主に「集中リスク」、「為替リスク」、「デリバティブリスク」、「新興市場リスク」、「株式リスク」、「市場リスク」、「サステナブル投資リスク」等のリスクがあります。詳細については、後記「投資リスク リスク要因」をご参照ください。

管理会社は…

FIL・インベストメント・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ・アール・エル(注)

(注)FIL・インベストメント・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイは、2025年4月4日付で商号をFIL・インベストメント・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ・アール・エルに変更しました。以下同じです。

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは…



SMBC 日興証券

## サブ・ファンドの関係法人

管理会社／登録および名義書換事務代行会社／管理事務代行会社

### FIL・インベストメント・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ・アール・エル

- サブ・ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行、買戻業務、日興 フィデリティ・グローバル・セレクション(以下「ファンド」といいます。)の登録および名義書換事務代行業務、所在地事務代行業務ならびに管理事務代行業務を行います。
- ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグにおいて2002年8月14日に設立されました。
- 管理会社の目的は、譲渡性のある証券を投資対象とするルクセンブルグ国内外の一または複数の投資信託ならびにその他のルクセンブルグ国内外の投資信託に関して、投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)別表IIに記載される管理運用業務の全部または一部(ポートフォリオ運用、管理および販売を含みます。)を提供すること等です。
- 2025年11月末日現在の資本金は、50万ユーロ(約9,080万円)で、2025年11月末日現在全額払込済です。  
(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2025年11月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=181.60円)によります。
- 2025年11月末日現在、管理会社は、3本の契約型投資信託および15本の会社型投資信託を管理しています。その純資産額は、224,761,265,586米ドルです。

保管受託銀行

### ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ

- ファンドの資産の保管業務を行います。

総販売会社

### FILディストリビューターズ

- 受益証券の総販売業務を行います。

代行協会員／販売取扱会社

### SMBC日興証券株式会社

- 日本における代行協会員業務および受益証券の販売・買戻請求の取次業務を行います。

日本における販売会社

### フィデリティ証券株式会社

- 日本における受益証券の販売および買戻業務を行います。

## サブ・ファンドの目的

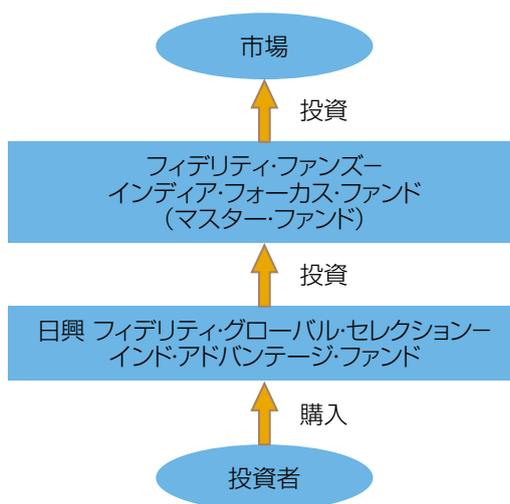
サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ籍の投資信託であるフィデリティ・ファンズの1ファンドであるマスター・ファンド(フィデリティ・ファンズ・インディア・フォーカス・ファンド)に投資することにより、マスター・ファンドと同一の投資目的を追求することです。したがって、サブ・ファンドは、マスター・ファンドへの投資を目的としたフィーダー・ファンドです。

## サブ・ファンドの特色

- サブ・ファンドは、マスター・ファンドに投資を行います。
- マスター・ファンドの概要は、以下のとおりです。

目 的	マスター・ファンドは、長期的な資本の成長を目指します。
投 資 方 針	マスター・ファンドの資産の70%(通常は75%)以上を、インドで上場されているインド企業またはインドで事業の大半を行う非インド企業の株式に投資します。マスター・ファンドはまた、付随的に短期金融商品に投資することもあります。
投 資 プ ロ セ ス	マスター・ファンドの積極的な運用にあたり、投資運用会社は、成長および評価指標、企業財務、資本収益率、キャッシュ・フローおよびその他指標に加え、企業経営、業界の市況ならびにその他の要因を考慮します。投資運用会社は、投資リスクおよび投資機会を評価する際に、環境・社会・ガバナンス(ESG)特色を考慮します。ESG特色を判断する際には、投資運用会社は、フィデリティ(注)または外部機関が提供するESG評価を考慮します。マスター・ファンドは、ポートフォリオのESGスコアがベンチマークのESGスコアを上回ることを目指します。投資運用会社は、投資運用プロセスを通じて、投資先企業が良好なガバナンスの実践に努めていることを確認します。
SFDR商品分類	第8条(環境的および/または社会的特色の促進)–ESGティルト
デリバティブ等	マスター・ファンドは、ヘッジ目的、効率的なポートフォリオ管理目的および投資目的で、デリバティブを使用することがあります。
ベンチマーク	MSCI India Capped 8% Index。これはESG特色を考慮しない広範囲な市場インデックスであり、リスク監視およびパフォーマンス比較のために使用されます。
基 準 通 貨	米ドル
投資運用会社名	FILファンド・マネジメント・リミテッド

(注)「フィデリティ」とは、FILリミテッド(FIL Limited)およびその各関連会社をいいます。



- 企業内容の調査・分析にあたって、世界主要拠点のアナリストが独自に作成した企業調査情報を株式や債券の運用に活かしています。
- 株式の運用における運用哲学の基礎を、「ボトム・アップ・アプローチ」という調査・分析の手法にしています。「ボトム・アップ・アプローチ」とは、綿密な個別企業調査を行うことにより、企業の将来の成長性や財務内容等ファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する手法です。
- 付随的に流動資産を保有することが適切と思われる場合、サブ・ファンドは、当該資産を、一時的に、満期までの残存期間が12か月未満の高格付の発行体により発行もしくは保証される短期金融商品または現金勘定もしくは預金勘定で維持することができます。
- サブ・ファンドは、デリバティブ取引を行いません。

## サブ・ファンドの主な投資制限

サブ・ファンドに適用される主な投資制限は、以下のとおりです。

- ① サブ・ファンドは、原則として、一時的措置による銀行からの借入れを除き金銭の借入れを行うことができません。
- ② サブ・ファンドは、その純資産の100%を上限として、フィデリティ・ファンズの単一のファンドまたはそのクラス投資証券に投資することができます。また、サブ・ファンドは、フィデリティ・ファンズのファンドの投資証券またはそのクラス投資証券の全部を保有することができます。
- ③ ファンドは、金銭の貸付を行うことまたは第三者のために保証人となることができません。
- ④ サブ・ファンドは、付随的に流動資産を保有することができます。
- ⑤ サブ・ファンドの純資産総額の15%を超えて、即時に換金できない私募株式、非上場株式または不動産等の流動性に欠ける資産に投資することはできません。

## 分配方針

フィデリティ・ファンズの取締役会は、分配を行う各クラス投資証券のそれぞれの年間のインカム(純収益)の実質的にすべてについて配当を推奨する予定です。配当は、通常、フィデリティ・ファンズのすべてのファンドについて8月の最初のルクセンブルグにおける銀行営業日(以下、ルクセンブルグにおける銀行営業日を「営業日」といいます。)に宣言されます。配当金は、通常、配当宣言後5営業日以内またはそれ以降実務上可能な限り早くに支払われます。

管理会社は、フィデリティ・ファンズから配当金が支払われた場合には、その配当受領額を、ファンドの受益者に対して分配金として支払います。

分配金は、通常、10営業日以内またはそれ以降実務上可能な限り早くに支払われます。

分配の結果、ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された最低限の1,250,000ユーロを下回ることとなる場合には、分配を行うことができません。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。

受益証券の購入価格によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

## 運用体制

サブ・ファンドの投資先であるマスター・ファンドの運用体制は、以下のとおりです。



- 運用部門では、ポートフォリオ・マネージャーが、マスター・ファンドの定款、目論見書および取締役会決議等に記載された運用の遵守条件をもとに投資戦略を策定し、自身の判断によってポートフォリオの内容を決定します。
- マスター・ファンドの運用を行っている拠点の運用部門の担当責任者とマスター・ファンドのポートフォリオ・マネージャーがミーティング等を実施し、情報を共有することでポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。
- マスター・ファンドの運用における投資行動のチェックは、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が担当し、モニタリングの結果をポートフォリオ・マネージャーにフィードバックします。
- 運用リスク管理部門では、マスター・ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。

(注) 上記「運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

## リスク要因

サブ・ファンドは、マスター・ファンドを通じて有価証券等に投資を行います。マスター・ファンドの1口当たり純資産価格は、組入有価証券等の値動き、組入有価証券等の発行企業の経営・財務状況の変化および為替相場等の影響（基準通貨以外の通貨や有価証券等に投資する場合）により変動しますので、これによりサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがあります。また、マスター・ファンドがサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建であるため、当該通貨とサブ・ファンドの基準通貨との間の為替の値動きによっても、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は変動します。したがって、**投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。投資信託は預貯金と異なります。**マスター・ファンドを通じた投資によるサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の変動要因としては、主に以下のものが挙げられます。

集中リスク	マスター・ファンドがその資産の大部分を限られた数の産業、セクターもしくは発行体または限られた地域内に投資する限り、より広範囲に投資するフィデリティ・ファンズのファンドよりもリスクが高くなる可能性があります。
為替リスク	マスター・ファンドが基準通貨以外の通貨建である資産を保有している場合、為替レートの変動により、投資収益が（場合によっては大幅に）減少したり、投資損失が（場合によっては大幅に）増加したりする可能性があります。投資主が申込みまたは買戻しをする通貨がマスター・ファンドの基準通貨と異なる場合、為替リスクを経験することがあります。基準通貨とクラス投資証券の通貨との間の為替レートの変動は、投資収益を（場合によっては大幅に）減少させたり、投資損失を（場合によっては大幅に）増加させたりする可能性があります。
デリバティブリスク	デリバティブの価格は変動しやすいです。原資産の価格の小さな変動は、デリバティブの価格に大きな変動をもたらす、マスター・ファンドをデリバティブ自体の費用を上回る損失にさらす可能性があります。
新興市場リスク	新興市場は、先進国市場ほどには確立されておらず、より不安定です。新興市場は、より高いリスク（特に、市場リスク、信用リスク、低流動性証券リスク、法的リスク、保管リスク、評価リスクおよび為替リスク）を伴い、先進国市場では異常な市況に伴い発生するリスクを経験する可能性が高くなります。
株式リスク	株式は急速に価値を失う可能性があり、通常、債券や短期金融商品よりも高い（しばしば著しく高い）市場リスクを伴う可能性があります。企業が破産や同様の倒産手続を経ると、その株式はその価値のほとんどまたはすべてを失うことがあります。
市場リスク	多くの証券の価格および収益率は頻繁に変化し（場合によっては大幅な変動を伴い）、様々な要因に基づき下落する可能性があります。
サステナブル投資リスク	マスター・ファンドが投資対象を選択する際にESGまたはサステナビリティの基準を重視する限り、市場のパフォーマンスを下回ったり、類似の資産に投資しているがサステナビリティの基準を適用していない他のフィデリティ・ファンズのファンドのパフォーマンスを下回ったりすることがあります。

以上は、主なリスクを例示的に列挙したものであり、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響する要因は、上記のリスク要因に限定されるものではありません。詳細については、投資信託説明書（請求目論見書）の該当箇所をご参照ください。

## その他の留意点

サブ・ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## リスクに対する管理体制

リスク管理の手段として、マスター・ファンドの運用を行っている拠点の運用部門の担当責任者が、マスター・ファンドのポートフォリオ・マネージャーとミーティングを実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。マスター・ファンドの運用を行うポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、投資タイミングの決定等についてすべての権限を保有していますが、このミーティングでは、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。

また、法令または投資制限等のサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの遵守状況については、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門がチェックを行っています。

運用リスク管理部門では、流動性リスクを含むマスター・ファンドの各種投資リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門等に報告しています。

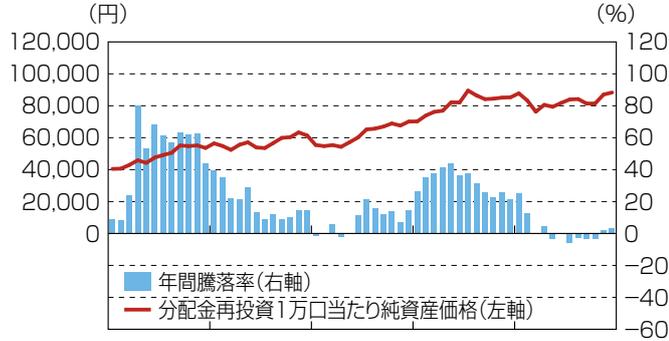
## 参考情報

グラフは、サブ・ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報のひとつとしてご利用ください。

### サブ・ファンドの分配金再投資1万口当たり純資産価格および年間騰落率の推移

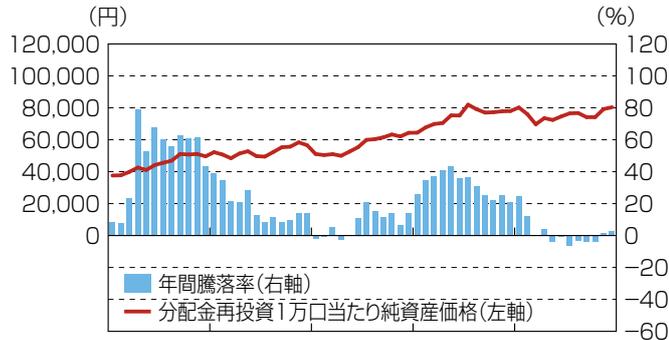
(2020年12月～2025年11月)

#### クラスA受益証券(円建)



2020年12月 2021年12月 2022年12月 2023年12月 2024年12月

#### クラスB受益証券(円建)



2020年12月 2021年12月 2022年12月 2023年12月 2024年12月

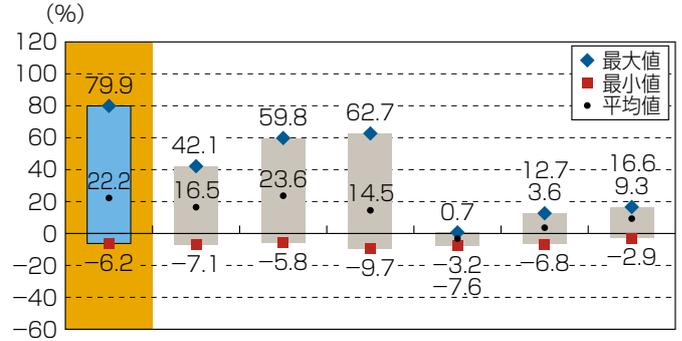
※年間騰落率は、2020年12月～2025年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資1万口当たり純資産価格および年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算したものであり、実際の受益証券1万口当たり純資産価格および実際の受益証券1万口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

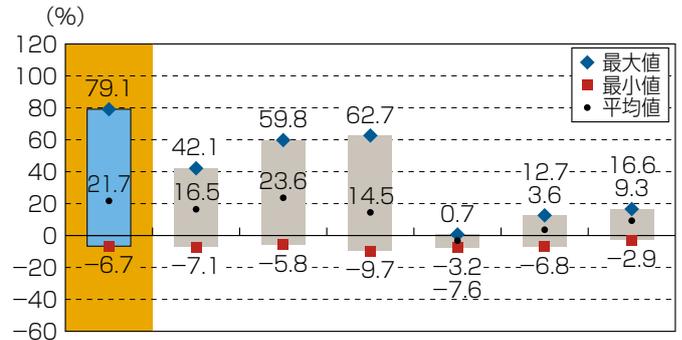
(2020年12月～2025年11月)

#### クラスA受益証券(円建)



サブ・ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

#### クラスB受益証券(円建)



サブ・ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

※このグラフは、サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※すべての資産クラスがサブ・ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年12月～2025年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値をサブ・ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※サブ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算したものであり、実際の受益証券1万口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

#### <各資産クラスの指数>

- 日本株 … 東証株価指数(TOPIX) (配当込)
- 先進国株 … MSCI-KOKUSAI指数 (配当込) (円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込) (円ベース)
- 日本国債 … FTSE日本国債インデックス (円ベース)
- 先進国債 … FTSE世界先進国債インデックス (円ベース)
- 新興国債 … FTSE新興国市場国債インデックス (円ベース)

### 1. 主要な資産の状況

(2025年11月末日現在)

資産の種類	国・地域	投資比率(%)
投資信託	ルクセンブルグ	100.02
現金・預金およびその他の資産(負債控除後)		-0.02
合計		100.00

(注1)「投資比率」とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2)金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。以下同じです。

### 2. 投資有価証券の主要銘柄

(2025年11月末日現在)

順位	銘柄	国・地域	種類	投資比率(%)
1	フィデリティ・ファンズー インディア・フォーカス・ファンド	ルクセンブルグ	投資信託	100.02

(参考情報: マスター・ファンドの組入れ上位10銘柄)

(2025年11月30日現在)

順位	銘柄	対純資産総額比率(%)
1	HDFC BANK LTD	9.9
2	ICICI BANK LTD	9.7
3	INFOSYS LTD	4.7
4	AXIS BANK LTD	4.0
5	FORTIS HEALTHCARE INDIA LTD	3.9
6	BHARTI AIRTEL LTD	3.7
7	HCL TECHNOLOGIES LTD	3.4
8	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	3.4
9	COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	2.7
10	KOTAK MAHINDRA BANK LTD	2.7

上位10銘柄合計 48.0%

### 3. 純資産総額および受益証券1万口当たり純資産価格の推移

(2015年11月末日から2025年11月末日まで)

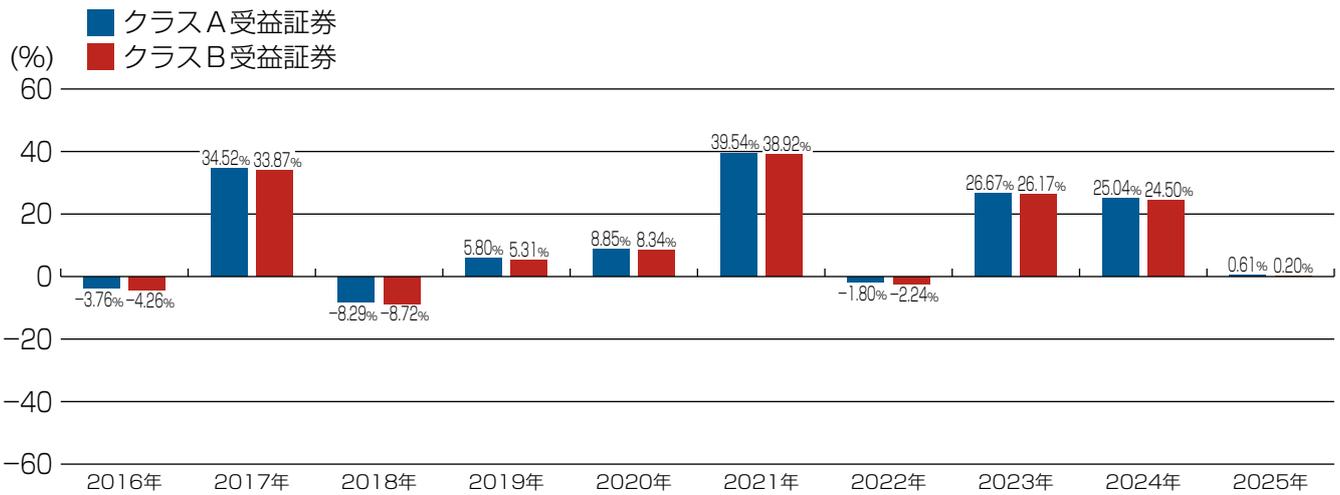


### 4. 分配の推移(税引き前・1口当たり)

	第18会計年度 (2021年5月1日から 2022年4月30日まで)	第19会計年度 (2022年5月1日から 2023年4月30日まで)	第20会計年度 (2023年5月1日から 2024年4月30日まで)	第21会計年度 (2024年5月1日から 2025年4月30日まで)	第22会計年度中 (2025年5月1日から 2025年11月末日まで)	設定来累計
分配落日	—	—	—	—	—	
分配金(円)	クラスA 該当事項なし。	該当事項なし。	該当事項なし。	該当事項なし。	該当事項なし。	該当事項なし。
	クラスB 該当事項なし。	該当事項なし。	該当事項なし。	該当事項なし。	該当事項なし。	該当事項なし。

(注)「設定来累計」とは、運用開始日である2005年1月31日から2025年11月末日までの期間における分配金の累計額です。

## 5.年間収益率の推移



(注)収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 上記各暦年末の受益証券1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 当該各暦年の直前の各暦年末の受益証券1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

ただし、2025年は1月1日から11月末日までの収益率です。

## 6.運用実績の記載にかかる注記

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではありません。

お申込みメモ

<p>ご購入の申込期間</p>	<p>2025年11月1日(土)～2026年10月30日(金) ただし、12月25日および1月1日を除く月曜日から金曜日までの各日(以下「評価日」といいます。)でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日に限り、申込みの取扱いが行われます。 その他、代行協会が必要と認める場合には、日本において申込みを取り扱わないことがあります。 (注1)サブ・ファンドの受益証券は、米国の市民、居住者または法人等に該当しない方に限り、ご購入できます。詳細は、投資信託説明書(請求目論見書)の適格投資家に係る記載をご参照ください。 (注2)申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。</p>
<p>日本における約定日</p>	<p>ご購入(申込み)注文の成立またはご換金(買戻し)注文の執行を販売取扱会社が確認した日(通常、発注日または投資者が買戻しの申込みをした日の日本における翌営業日)</p>
<p>ご購入(申込み)単位</p>	<p>クラスA受益証券 1億口以上1万口単位 クラスB受益証券 50万口以上1万口単位 ただし、販売取扱会社により異なる申込単位を用いる場合があります。 なお、申込単位に関する照会先は、販売取扱会社です。</p>
<p>ご購入(申込み)価格</p>	<p>買付注文の受領後に計算される各クラス受益証券1口当たり純資産価格(日本においては、通常、当該受益証券1口当たり純資産価格が計算される評価日の日本における翌営業日に1万口当たりで公表されます。)</p>
<p>ご購入(申込み)代金</p>	<p>投資者は、日本における約定日から起算して日本における4営業日目までに申込金額および申込手数料を販売取扱会社に支払うものとします。</p>
<p>ご換金(買戻し)単位</p>	<p>1口以上1口単位</p>
<p>ご換金(買戻し)価格</p>	<p>買戻請求受領後の評価日に決定される各クラス受益証券1口当たり純資産価格(日本においては、通常、当該評価日の日本における翌営業日に1万口当たりで公表されます。)(ただし、クラスB受益証券に関しては、条件付後払申込手数料(CDSC)(詳細は、後記「ファンドの費用 投資者が直接的に負担する費用ご購入(申込)手数料」をご参照ください。)が別途徴収されます。)</p>
<p>ご換金(買戻し)代金</p>	<p>原則として、日本における約定日から起算して日本における4営業日目に、受渡しを行うものとします。</p>
<p>申込締切時間</p>	<p>日本における申込取扱時間、買戻請求取扱時間および転換取扱時間は、原則として、午後3時までとします。 なお、販売取扱会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売取扱会社にご確認ください。</p>
<p>ご換金(買戻し)制限</p>	<p>①サブ・ファンドの発行済受益証券総口数の10%を超える買戻請求がある評価日に受領された場合、管理会社は、その10%を超える部分の買戻請求について、その買戻請求が受領された次の評価日まで延期することを決定することができます。 ②管理会社は、裏付となっているフィデリティ・ファンズの投資証券の買戻請求がフィデリティ・ファンズの目論見書記載の要項に従って延期された場合にも、買戻請求の延期を決定することができます。 ③管理会社は、また、マスター・ファンドの投資証券の買戻しが制限されている場合、ある評価日における買戻しを制限し、当該評価日から3営業日以内に買戻代金の支払をなすために必要な期間内にその裏付資産の換価ができない限り、買戻請求を減額することができます。 ④代行協会が必要と認める場合には、日本において買戻請求を取り扱わないことがあります。</p>
<p>ご購入・ご換金 申込受付の 中止および取消し</p>	<p>管理会社は、次の場合において、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定を一時的に停止し、サブ・ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび転換を一時的に停止することができます。 (i) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。 (ii) ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用されている通信機能が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が要求されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。 (iii) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。 (iv) サブ・ファンドの組入証券の重要な部分を表章する投資信託の投資証券または受益証券の価格を決定することが不可能な場合。 管理会社は、マスター・ファンドの1口当たり純資産価格の決定が停止された場合、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定を一時的に停止し、したがって受益証券の発行、買戻しおよび転換を一時的に停止することができます。</p>

転換	<p>受益者は、クラスA受益証券の全部または一部を、ファンドの他のサブ・ファンドのクラスA受益証券に、また、クラスB受益証券の全部または一部を、ファンドの他のサブ・ファンドのクラスB受益証券に、発行時と同一基準通貨建てで転換することができます。転換手数料は課せられません。最小転換口数は、1万口以上1口単位とします。転換は当該受益証券の1口当たり純資産価格で行われるため、転換後に口数は変動します。</p> <p>代行協会員が必要と認める場合には、日本において転換を取り扱わないことがあります。</p> <p>クラスB受益証券からクラスA受益証券への転換</p> <p>購入から7年経過後すべてのクラスB受益証券は、当該クラスB受益証券を保有する受益者が反対の意思表示を販売取扱会社に対して行わない限り、転換手数料なしで、同一サブ・ファンドのクラスA受益証券に転換されます。クラスB受益証券の保有期間(すなわち「購入後経過年数」)は、あるサブ・ファンドのクラスB受益証券から他サブ・ファンドのクラスB受益証券へ転換した後も継続されます。</p>
信託期間	<p>ファンドおよびサブ・ファンドの存続期間は、無期限です。</p> <p>なお、サブ・ファンドは、2005年1月31日に運用が開始されました。</p>
繰上償還	<p>ファンドは、管理会社および保管受託銀行の相互の合意により、いつでも解散することができます。また、管理会社は、ファンドを終了させることなくサブ・ファンドを解散することを決定できます。</p>
決算日	毎年4月30日
収益分配	<p>管理会社は、フィデリティ・ファンズから配当金が支払われた場合には、その配当受領額を、受益者に対して分配金として支払います。フィデリティ・ファンズにおいては、8月の最初の営業日に配当が宣言されます。配当金は、通常、配当宣言後5営業日以内またはそれ以降実務上可能な限り早くに支払われます。</p>
信託金の限度額	特に定めがありません。
運用報告書	<p>管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各会計年度終了(毎年4月30日)後遅滞なく、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項について記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)に記載すべき事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。交付運用報告書は、日本の知れている受益者の皆様に交付され、運用報告書(全体版)は代行協会員のホームページにおいて提供されます。</p>
課税関係	<p>税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。</p> <p>サブ・ファンドは、NISAの対象ではありません。</p>
その他	<p>受益証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者の皆様へ交付し、投資者の皆様には、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出していただきます。</p>

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

#### クラスA受益証券

申込口数に応じて、以下の料率の申込手数料が課せられます。

申込口数	申込手数料
1億口以上10億口未満	<b>1.65%(税抜1.5%)</b>
10億口以上	<b>0.55%(税抜0.5%)</b>

ただし、販売取扱会社により、上記料率を上限として、上記と異なる申込手数料が課せられる場合があります。なお、申込手数料に関する照会先は、販売取扱会社です。

購入(申込)手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続等の対価として、購入時に収受されます。

#### クラスB受益証券

クラスB受益証券について、申込時に手数料は課せられませんが、購入後の経過年数によりご換金(買戻)時に、当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に以下の料率を適用して決定される条件付後払申込手数料(CDSC)が課せられます。ただし、総販売会社から日本における販売取扱会社に対して4.00%の手数料が支払われます。なお、2025年12月末日現在、条件付後払申込手数料(CDSC)に対して日本の消費税および地方消費税は課せられません。

購入後経過年数(*)	条件付後払申込手数料
1年未満	<b>4.00%</b>
1年以上2年未満	<b>3.50%</b>
2年以上3年未満	<b>3.00%</b>
3年以上4年未満	<b>2.25%</b>
4年以上5年未満	<b>1.50%</b>
5年以上6年未満	<b>0.75%</b>
6年以上7年未満	<b>0.25%</b>
7年以上	<b>なし</b>

(※)「購入後経過年数」とは、当該受益証券に関する、国内における買付約定日(同日を含みます。)から国内における買戻約定日の前日(同日を含みます。)までの期間をいいます。

(注1)投資者は、買戻価額から条件付後払申込手数料(CDSC)を差し引いた金額を買戻時に受領します。条件付後払申込手数料(CDSC)は、買い戻された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定されます。

(注2)条件付後払申込手数料(CDSC)の金額は、最も低い条件付後払申込手数料(CDSC)の料率により計算されます。クラスB受益証券の買戻請求は、最も発行期間が長い受益証券について発せられたものとします。

(注3)クラスB受益証券の受益証券1口当たり純資産価格が、当初購入価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料(CDSC)が課せられることはありません。

(注4)条件付後払申込手数料(CDSC)は、総販売会社に対して支払われるものであり、買戻手続を行う日本における販売会社または販売取扱会社を通じて精算されます。

条件付後払申込手数料(CDSC)は、ファンド証券の総販売業務の対価として収受されます。

### ご購入(申込)手数料

### ご換金(買戻)手数料

クラスB受益証券に適用ある条件付後払申込手数料(CDSC)を除いて、買戻し手数料は徴収されません。

## 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

### サブ・ファンドの管理報酬等

クラスB受益証券については、以下の販売報酬がファンド資産より控除されます。  
かかる販売報酬を除いて、サブ・ファンドは、報酬および費用を負担しません(銀行手数料を除きます。)

販売報酬	クラスB受益証券の日々の純資産総額の平均額の <b>年率0.45%</b> (毎月払い) 販売報酬は、ファンド証券の総販売業務の対価として、総販売会社に支払われます。
------	--

### マスター・ファンドの管理報酬等

以下の管理報酬等がサブ・ファンドの投資先であるマスター・ファンドの資産より控除され、したがって、サブ・ファンドのクラスA受益証券およびクラスB受益証券の投資者が間接的に負担することとなります。

投資運用報酬	マスター・ファンドの純資産価額に対し、 <b>年率1.50%</b> (毎月後払い)
--------	--

保管報酬	フィデリティ・ファンズの資産を投資する市場に依拠して変動し、一般にフィデリティ・ファンズの純資産価額の年率0.003%から年率0.35%
------	--

管理報酬	フィデリティ・ファンズの純資産価額の <b>年率0.35%を上限</b> とする金額
------	--

その他の報酬・費用	管理会社報酬および諸経費(税金、委託手数料、仲介手数料その他の手数料、設立費、法律顧問の報酬および監査報酬等が含まれますが、これらに限定されません。)がマスター・ファンドの資産より控除され、したがって、投資者が間接的に負担することとなりますが、運用状況等により変動したり、料率等が開示されていないかたりするため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
-----------	--

※上記の手数料等の合計額については、投資者の皆様がサブ・ファンドの受益証券を保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

個人のお客様の税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人のお客様が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)</li> <li>● 受益証券の換金(買戻し)または償還に基づく損益(クラスB受益証券からクラスA受益証券に転換した場合を含みます。)は、個人のお客様について、換金(買戻し)時または償還時に、譲渡所得として課税され、譲渡益に対して20.315%(所得税15.315%、住民税5%)が課せられます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)</li> </ul>
法人のお客様の税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人のお客様が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は所得税のみ15%の税率となります。)</li> </ul>

- ・ 上記は、2025年12月末日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

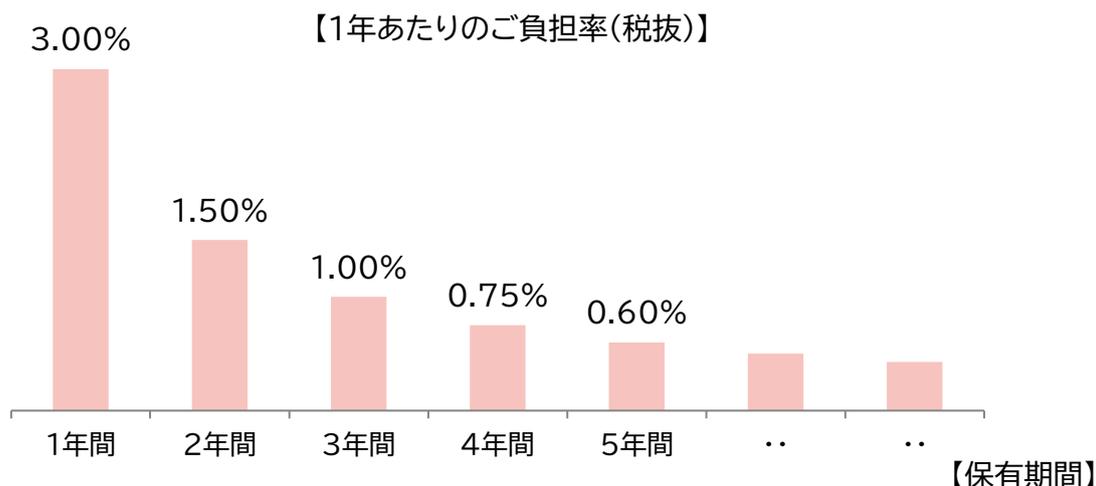
<X E>

## お申込手数料に関するご説明

\*当書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。

■ファンドのお申込手数料は購入時にご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、お申込手数料が3%(税抜)の場合



※ファンドによっては、ご購入時にお申込手数料をお支払いいただく前に、解約・換金(買戻し)時に手数料(保有期間に応じた条件付後払申込手数料を含みます。)をお支払いいただく場合、もしくは、保有期間中にお申込手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。また、ファンドをご購入いただいた場合、上記のお申込手数料等のほか、信託報酬やその他の費用等をご負担いただきます。また、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面でご確認ください。

※当書面の情報は、投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面の記載情報ではございません。

### 【信託期間に関するご留意事項】

- ・ファンドには原則として信託期間が定められており、信託期間が終了するとファンドは償還されます。ただしファンドによっては当初設定された信託期間を繰り上げて償還(または延長)する場合があります。上記お申込手数料の1年あたりのご負担率がしだいに減っていく効果は、お客様の保有期間のほか、ファンドが繰上償還された場合など信託期間によっても影響を受けることがありますのでご注意ください。
- ・ファンドの信託期間は投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認ください。

# 目論見書補完書面(投資信託)

<コード 0318,0319>

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

## この書面および目論見書の内容を十分にお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。投資者の皆様がお取引される際には、あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱い店にご確認ください。

ファンド名	日興フィデリティ・グローバル・セレクション・インド・アドバンテージ・ファンド(クラスA受益証券/クラスB受益証券)
手数料など諸費用について	<ul style="list-style-type: none"><li>●<b>申込時に直接ご負担いただく費用</b> クラスA：<b>1.65%(税抜1.5%)を上限</b>に、お申込口数に応じて逓減料率を採用しております。お申込手数料は、ご購入金額(お申込口数×1口当たり純資産価格)に、お申込手数料率を乗じて次のように計算されます。 お申込手数料(税込) = お申込口数 × 1口当たり純資産価格 × お申込手数料率(税込) 例えば、純資産価格10,000円(1万口当たり)の時に1億口ご購入いただく場合は、お申込手数料(税込) = 1億口 × 10,000円 / 10,000口 × 1.65% = 165万円となり、合計1億165万円をお支払いいただくこととなります。</li><li>クラスB：お申込時点においては、ありません。</li><li>●<b>換金時に直接ご負担いただく費用</b> クラスA：ありません。 クラスB：当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い方の金額の<b>4%(日本の消費税および地方消費税はかかりません。)</b>を<b>上限</b>に、保有期間に応じた逓減料率を採用しております。 例えば、純資産価格10,000円(1万口当たり)で500万口ご購入いただき、ご購入後2年以上3年未満の経過後の時点で10,300円(1万口当たり)でご換金(買戻し)される場合、条件付後払申込手数料として、購入価格の10,000円に3.00%が適用され、500万口 × 10,000円 / 10,000口 × 3.00% = 15万円をご負担いただきます。当該金額は買戻代金より別途差し引かせていただきます。 ※詳しくは交付目論見書をご覧ください。</li></ul>
ファンドに係る金融商品取引契約の概要	当社は、サブ・ファンドの販売取扱会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。
当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 <ul style="list-style-type: none"><li>・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社と投資者の皆様との間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。</li><li>・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。</li><li>・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。</li><li>・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただけます。</li><li>・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送または電子交付による方法により、投資者の皆様にお渡しいたします。</li></ul>
会社の概要(2025年10月30日現在)	商号等 SMBC日興証券株式会社 登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号 本店所在地 〒100-8325 東京都千代田区丸の内3-3-1 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 資本金 1,350億円 主な事業 金融商品取引業 設立年月 2009年6月 連絡先 <お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250(平日8:00~18:00※祝日・年末年始を除く) <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250(平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00※祝日・年末年始を除く)

### 当社とお客様との利益が相反するおそれ

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。  
・当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬等を受領いたします。

### 【その他ご留意事項】

当ファンドは、お申込みされる方の国籍、居住地等により取得の制限が設けられています。取得制限の対象に該当する場合、お申込みを行うことができません。取得制限の対象に該当するお客様がファンドの保有者となっている場合、当該お客様に対して将来的に強制買戻しが行われる可能性がございます。詳しくは目論見書でご確認ください。

お申込みは



※目論見書補完書面の情報は、交付目論見書の記載情報ではありません。  
※当書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。

(2026.01)